

山梨県公報

号外第四十二号

令和四年

九月三十日

金 曜 日

目 次

人事委員会

- 山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………二

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十五号

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に、「同条中」を「前条第一号及び第二号中」に、「一歳六か月到達日」を「一歳六か月到達日」と、同条第三号中「第二条の三第三号」とあるのは「第二条の四」に改め、同条を第二条の四とする。

第二条の二の前の見出しを削り、同条中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改め、同条に次の一号を加える。

三 条例第二条の三第三号に規定する人事委員会が定める特別の事情に該当した場合第二条の二を第二条の三とし、同条の前に見出しとして「(条例第二条の三第三号ハの人事委員会規則で定める場合)」を付する。
第二条の次に次の一条を加える。

(条例第二条の三第二号の人事委員会規則で定める休暇)

第二条の二 条例第二条の三第二号の人事委員会規則で定める休暇は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)第四十二条の規定により任命権者が定める同規則別表第二七の項の休暇又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)第四十一条の規定により任命権者が定める同規則別表第二七の項の休暇とする。

第三条第一項中「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三号に掲げる場合又は第二条の四の規定に該当する場合にあつては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日)と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)以前の日である場合

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

第三条第二項ただし書中「非常勤職員が条例第三条第八号」を「任期を定めて採用された職員が条例第三条第七号」に改める。

第四条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第四条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間)前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に行っている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業

2 前条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第十五条中「(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)」及び「(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)」を削る。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の第二項中「後八週間」を「以後一年」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の第二項中「後八週間」を「以後一年」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年九月三十日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の第三項中「並びに」を「及び」に改め、「副主査及び」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第五条第二項第三号中「を」している職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二つ以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)及び第一条第十号から第十二号までに掲げる職員を「(次に掲げる育児休業を除く。)を」している職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

第五条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一条第十号から第十二号までに掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第十一条第二項第二号中「を」している職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)及び第一条第十号に掲げる」を「(第五条第二項第三号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)を」している」に改め、同項第三号中「自己啓発等休業をしている」を「第一条第十号から第十二号までに掲げる」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「第八号」を「第十三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十八号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 令和四年における第二十五条第二項の規定の適用については、同項中「九月」とあるのは、「十月」とする。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(令和四年における特別休暇の特例)

5 令和四年における第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「九月」とあるのは、「十月」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番